



平成 27 年 6 月 1 日

各 位

会 社 名 ユシロ化学工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 大胡 栄一
(コード番号 5013 東証第 1 部)
問合せ先 財務部長 宮澤 尚徳
(TEL. 03-3750-6793)

内部統制システムの基本方針の変更に関するお知らせ

当社は、「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成 27 年法務省令第 6 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、平成 27 年 6 月 1 日開催の取締役会において、内部統制システムの基本方針を下記の通り変更することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 当社経営理念

当社は創業以来 70 年、「共々の道」という理念を掲げ、事業に取り組んでおります。これは、企業は社会と共に、お客様と共に、さらには社員と共に歩んでこそ株主に繋がる皆様のためになり、企業価値向上に繋がるという考えであります。

この不易の理念を踏まえ、当社は次の三つの経営理念を定めております。

- (1) お客様に最良の商品とサービスを提供する。
- (2) 事業の発展を通じ、企業価値の永続的な向上を図る。
- (3) 社員が思う存分にその能力を発揮できる活力ある職場を作る。

2. 内部統制システムの基本方針

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 「ユシログループ企業行動憲章」を制定し、「倫理規範」及び「行動基準」を定め、これらを遵守する。
- ② コンプライアンス委員会を設置し、各部署及び各社にコンプライアンス担当者及び責任者を配置することにより、コンプライアンス活動を推進する。
- ③ 各部署の業務又は各社の業態や使用人の資格に応じたコンプライアンス研修を継続的に実施することにより、コンプライアンス意識の醸成を図る。
- ④ 専用窓口を設けた内部通報制度を通して不祥事の未然防止及び早期発見を図る。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会その他の重要な会議の議事録などの取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規定に従い、適切に保存及び管理を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ① 経営上の重要事項に関しては、取締役会規定等に基づき取締役会その他の重要な会議に付議し、リスクを評価、検討した上で決定する。
- ② リスク管理に関する取り組みを推進する担当役員を任命する。担当役員を中心に、リスク情報を収集・評価し、重大なリスクについては速やかに担当部門に対策を指示するとともに、その進捗状況をモニタリングする。
- ③ 大規模自然災害や新型感染症等の発生により会社事業に重大かつ長期にわたり影響を与える事項については、「事業継続計画（BCP）」を定め事業中断等のリスクを可能な限り低減する体制を整える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 毎月1回取締役会を開催し、取締役と監査役が出席し経営上の重要事項を決定する。また、監査役は、取締役の業務執行状況の監督を行う。
- ② 取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、取締役・監査役・執行役員は、情報共有と意見交換を目的とした会議を月1回以上開催し、業務執行に関する基本事項及び重要事項について十分な討議を行う。
- ③ 業務運営について、将来の事業環境を踏まえた中期計画及び単年度予算を立案し、全社的な目標を設定する。この目標達成に向け、当社の各部門は、具体案を立案し実行する。
- ④ 日常の職務について、組織規定や決裁権限に基づいて権限の委譲を行い、業務を遂行する。

(5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の経営について、その自主性を尊重しつつ、子会社の経営上の重要事項に関しては、社内規定に基づき当社取締役会の事前承認又は当社取締役会への報告等を求めるとともに、子会社から事業計画等の報告を定期的に受け、子会社の業務の適正性を確認する。
- ② 監査役及び内部監査部門である監査室は、必要に応じて子会社の監査及び調査を実施する。
- ③ 子会社における当社の経営理念、行動規範の周知徹底に努め、子会社の法令順守、企業倫理の徹底を図る。
- ④ 子会社における品質、災害、環境、情報漏洩等のリスクを管理し、そのリスクに対しの確に対応できる体制を整える。
- ⑤ 子会社の取締役等の業務の執行が効率的に行われるために、当社取締役会により策定された中期経営計画に基づき子会社毎の業績目標と予算の設定を行い、その進捗等を管理する共に、子会社に対して助言・指導等を行う。

(6) 監査役を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査を補助する使用人を置くものとする。監査役から指示を受けた使用人は、要求された事項を実施し、その結果を直接監査役に報告する。
- ② 監査役より指示を受けた使用人が、その指示に関して、取締役及び所属部署責任者等の指揮命令を受けないよう独立性を確保する。

- (7) 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席し、経営状態・意思決定プロセスについて把握し、これを監査する。
 - ② 取締役及び使用人は、監査役に対し、取締役会その他の重要な会議を通して、事業及び財務の状況等の報告を定期的に行う。
 - ③ 当社及び子会社の取締役及び使用人は、会社に著しい影響を及ぼす事実が発生し又は発生する恐れがあることを発見したときは、監査役に速やかに報告する。
 - ④ 当社及び子会社の取締役及び使用人の監査役への情報提供を理由とした不利益な処遇を、一切行わない。
 - ⑤ 監査役が当社及び子会社の取締役及び使用人から報告を受けることができるよう内部通報制度を整備する。
- (8) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針
監査役職務に必要な費用について、監査役の監査計画に応じて予算化し、有事における監査費用についても監査役又は監査役会の要請により適切かつ迅速にこれを前払又は償還するものとする。
- (9) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
監査役と内部監査部門である監査室が緊密に連携して、当社及び子会社の業務監査を実施する他、代表取締役をはじめ役員取締役との間で、定期的に意見交換会を設定する。
- (10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは一切の関係を遮断することを、「行動基準」として徹底する。

以 上